

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【都市整備局住宅部住宅管理課】 5

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 9

北九州市告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
レトロ薬局原町店	北九州市小倉北区原町一丁目 15 番 7 号	令和 7 年 1 月 1 日
三萩野薬局	北九州市小倉北区三萩野二丁目 4 番 10 号	令和 7 年 1 月 1 日

北九州市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月6日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
レトロ薬局原町店	北九州市小倉北区原町一丁目15番7号	令和7年1月1日
三萩野薬局	北九州市小倉北区三萩野二丁目4番10号	令和7年1月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護そら	北九州市八幡東区白川町9番20-303号	令和7年1月1日
アンブレラ訪問看護ステーション	北九州市八幡東区山王三丁目15番22号	令和7年1月1日

北九州市告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月6日

北九州市長 武内和久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		指定年月日
福岡県済生会八幡総合病院	旧	北九州市八幡東区春の町五丁目9番27号	令和7年1月1日
	新	北九州市八幡西区則松275番地	

北九州市公告第1号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月6日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

(2) 期間

この公告の日から令和7年1月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

イ 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市総務市民局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和7年1月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

(2) 期間

令和7年1月17日から同月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 北九州市契約規則第2条により一般競争入札に参加することができ

ない者

7 入札保証金

(1) 1 物件につき入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

(2) 受付期間

令和7年3月21日から同年6月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

電話 093-582-2862

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
1	八幡東区西丸山 町799番30	宅地	137.53	2,100,000	令和7年2月2 1日(金)午前 9時30分
2	八幡東区西丸山	宅地	103.53	2,160,000	令和7年2月2

	町 8 1 3 番 3 5				1 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
3	八幡東区東丸山 町 1 3 2 番 1 7	宅地	156.22	4,080,000	令和 7 年 2 月 2 1 日 (金) 午前 1 0 時 3 0 分
4	八幡東区西丸山 町 1 4 5 番 3 8 ほか 1 筆	宅地	302.84	2,490,000	令和 7 年 2 月 2 1 日 (金) 午前 1 1 時 0 0 分
5	八幡東区西丸山 町 1 4 5 番 2 ほ か 3 筆	宅地	335.51	3,290,000	令和 7 年 2 月 2 1 日 (金) 午前 1 1 時 3 0 分

北九州市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月6日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
H-056	辻本設備	辻本亜希夫	北九州市八幡東 区大蔵一丁目1 3番1-217 号	令和7年1 月6日